

元行員 1.2億円詐取か

りそな銀 被害女性が提訴

りそな銀行(大阪市)の難波支店に勤務していた60代の女性パート行員が懲戒解雇が顧客4人に投資話などを持ちかけ、計約1億4千万円の預金を不正に引き出したことが同行の内部調査でわかった。このうち1億2千万円をだまし取られたという一人暮らしの女性(84)は31日、同行と元行員らに同額の賠償を求めて大阪地裁に提訴した。銀行側は現金の多くが投資グループに流れたとみている。

同行の説明や訴状によると、元行員は難波支店に勤務

中の06年6月、大阪市浪速区に住む独居女性の担当になり、足が不自由な女性の依頼で預金を引き出しては自宅に持参していた。昨年7月、元行員は「夫が大きな会社をつくって事業をしており、資金を貸してほしい」と持ちかけ、1千万円を引き出した。翌8月には「定期預金7千万円を解約して預けてほしい。来年3月には2億円以上に増やすから」と告げ、解約で得た資金を投資グループのメンバーとみられる男性名義の口座に送金。さらに3カ月後の11月、この男性ら2人を

連れてきたうえ、男性側に資金を貸すという契約書と、投資グループとみられる「M・トレッドクラブ」の申込書に署名させ、引き出した4千万円を持ち去ったという。

銀行側は昨年12月に外部からの指摘で調査を開始。元行員が顧客4人から現金を引き出したことを認めたため、今年1月に懲戒解雇した。公表しなかったのは「被害回復が第一」との理由だという。広報担当者は「元行員は投資グループに関与していたようだが、実態はよくわからない。このような事実があったこと

は残念。預金の回収のために最大限努力してきたが、訴訟に至ったことも残念だ」と話している。

独居女性の預金は、若いころから洋裁や和裁の仕事でためた老後の資金だった。代理人の弁護士は「高齢で判断能力の乏しい女性がつけ込まれた。りそなには使用者責任がある。発覚後も具体的な責任をとらうとしないのは、大手行としての社会的責任の放棄だ」としている。

(宮崎園子)